

住居表示未実施地区一覧

(平成20年9月1日現在)

以下の地区については、【新築届】は必要ありません
建築場所の土地地番が住所となります

東灘区

魚崎浜町、向洋町中、向洋町西、向洋町東、住吉町新堂、住吉浜町、深江浜町、御影町、御影浜町、本山町

灘区

岩屋、上野、大石、大月台、五毛、桜ヶ丘町の一部、篠原水車新田、水道筋1～3丁目、高羽、土山町の一部、灘浜東町、畑原、原田、摩耶山、摩耶山町、摩耶埠頭、六甲山町

中央区

明石町、伊藤町、江戸町、海岸通の一部、京町、神戸港地方、浪花町、西町、播磨町、東町、葺合門前町、港島、港島中町、港島南町、神戸空港

兵庫区

烏原町、川崎町、菊水町10丁目の一部、北山町、里山町、佐比江町、滝山町、天王町、西出町の一部、東出町1丁目・4丁目、兵庫運河、鶴越筋、平野町、湊町1丁目的一部分、夢野町1～2丁目、吉田新田

北区

有野台、有野町、有馬町、淡河町、大池見山台、大沢町、大原、小倉台、柏尾台、桂木、唐櫃六甲台、京地、幸陽町、広陵町、菖蒲が丘、星和台、惣山町、筑紫が丘、道場町、長尾町、中里町、鳴子、西山、八多町、花山中尾台、東有野台、日の峰、ひよどり台北町、ひよどり台、ひよどり台南町、松が枝町、松宮台、山田町

長田区

池田上町、池田丘町、池田経町、池田塩町、池田新町、池田惣町、池田谷町2丁目、池田寺町、池田広町、池田宮町、一番町、大道通、川西通、北町、五番町、三番町、菅原通、高取山町の一部、長田天神町5丁目的一部分、名倉町5丁目的一部分、七番町、二番町、蓮池町、蓮宮通、林山町、御蔵通、御船通、宮川町1～4丁目、四番町、六番町

須磨区

板宿、永楽町3丁目的一部分、大手、奥山畑町、上細沢町、車、清水台、白川、白川台的一部分、菅の台、須磨寺町的一部分、多井畑、多井畑東町、多井畑南町、高倉町2丁目的一部分、飛松町4～5丁目、友が丘、西須磨、東白川台、東須磨、平田町5丁目、水野町的一部分、緑台、明神町5丁目、妙法寺、弥栄台、横尾、竜が台、若草町

垂水区

朝谷町、小束台、小束山、塩屋町的一部分、下畑町、神和台、清玄町、多聞町、つつじが丘、西垂水町、東垂水町、平磯3丁目的一部分、名谷町、桃山台

西区（下記の町名以外の地区）

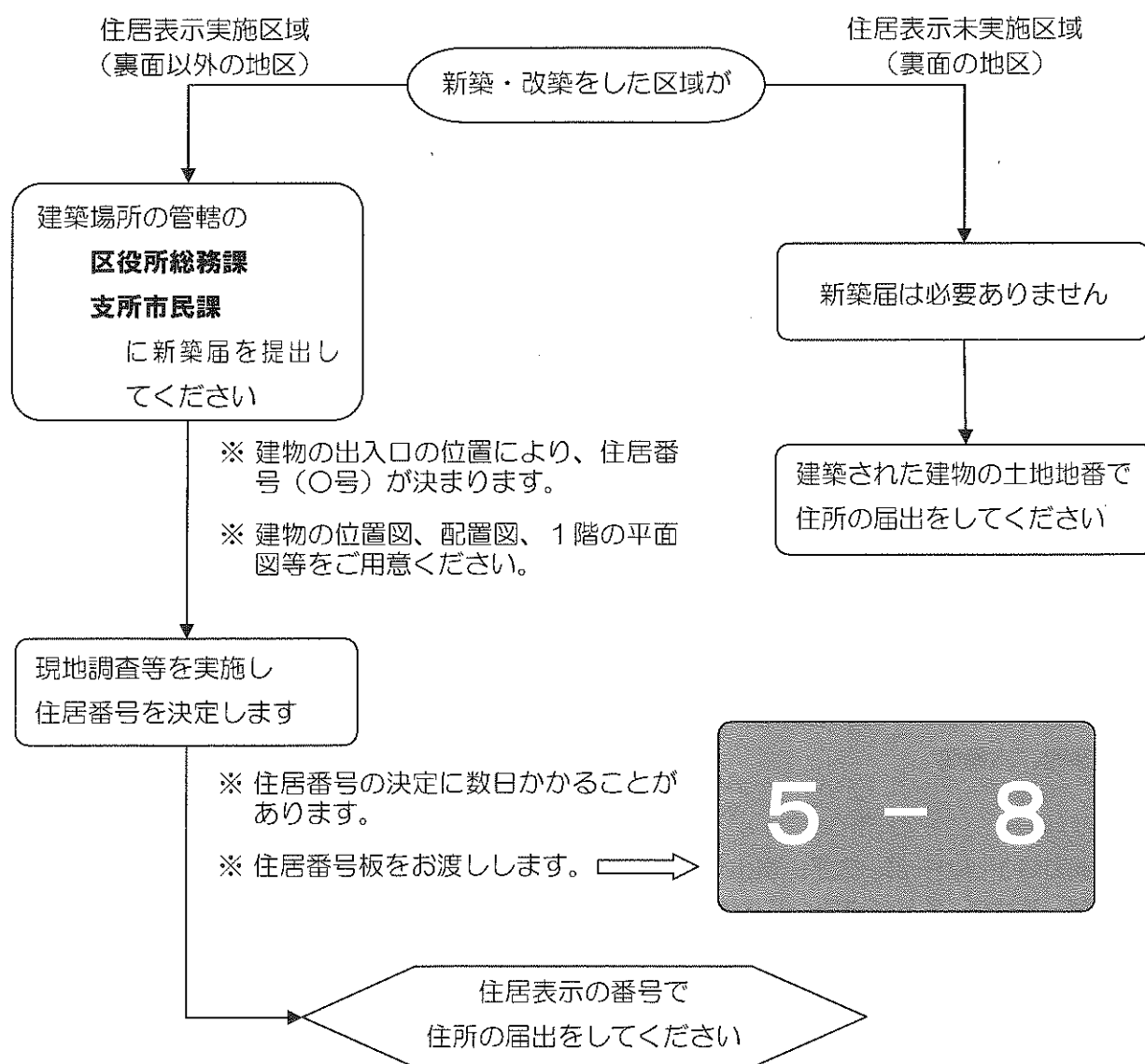
北山台1～3丁目、小山1～3丁目、白水1～3丁目、前開南町1～2丁目、高雄台、二ツ屋1～2丁目、丸塚1～2丁目、水谷1～3丁目、宮下1～3丁目、和井取

住居表示実施区域では、新築・改築があった時は

住居番号付定のための【新築届】が必要です

住所は、土地の地番で表すことが一般的に行われてきましたが、地番が順序良く並んでいなかったり、また、一つの地番にたくさんの建物があるなど、住所から目的地を探すことが難しく、新しい住所の決め方が必要になりました。

そのため、昭和37年に「住居表示に関する法律」が施行され、制度化されたのが住居表示制度です。



宅地造成等により、街区の形状(区画)が変更されている場合は早めにご連絡ください。

住居表示を実施することにより、各建物には住居表示のプレートが配付され、電柱等に表示板を設置します。来訪者にとって目的地がわかりやすくなり、日常生活が便利になります。

【提出先・問い合わせ先 区役所総務課・北須磨支所市民課】